

男女の賃金の差異の情報公表について

●女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

①当法人における男女の賃金差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	68.8%
うち正規労働者	69.8%
うち非正規労働者	115.5%

対 象 期 間：令和4事業年度（令和4年4月～令和5年3月）

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正 規 労 働 者：無期雇用契約の職員。

非正規労働者：嘱託職員、パートタイム職員を含み、派遣社員は除く。

医師を除いた集計は以下のとおり。

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	92.5%
うち正規労働者	94.5%
うち非正規労働者	115.5%

②労働者に占める女性労働者の割合

	労働者に占める女性労働者の割合
全ての労働者	70.0%
うち正規労働者	69.3%
うち非正規労働者	75.3%

●職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女の平均継続勤続年数の差異

	男性	女性
全ての労働者	12.7年	13.0年
うち正規労働者	12.9年	13.6年
うち非正規労働者	11.7年	9.3年